

A&M Records, Inc. v. Napster, Inc., 239 F.3d 1004 (9th Cir. 2001)

ーファイル名データベースおよびその検索システムによって、ユーザーがCDレコードを音源とするMP3ファイルをユーザー間で交換させるナプスターシステムには著作権侵害の寄与侵害責任および侵害代位責任が成立する。

【事実の概要】

1999年12月6日、RIAA（アメリカ・レコード協会）傘下のメジャー・レコード会社各社は、著作権侵害に対する寄与侵害責任および代位責任を根拠に、ナプスター社をカリフォルニア北部地区連邦地方裁判所に提訴した。ナプスターシステムを利用するユーザーがCD音源をコピーしたMP3ファイルを、ナプスターシステムを通じて他のユーザーと交換するのは、著作権侵害（直接侵害）にあたり、ナプスター社は寄与侵害責任および代位責任を負う、というのがレコード会社側の主張である。

ナプスター社は、考え得るすべての反論を展開し、レコード会社の主張を争った。しかし、2000年7月26日、連邦地裁は、レコード会社の主張を認めて、ナプスター社に対して、「著作権のある音楽作品を複製、ダウンロード、アップロード、送信または頒布させてはならない」旨の仮処分命令を下した。ナプスター社は、連邦地裁の仮処分命令に対して、直ちに第9巡回区連邦控訴裁判所に控訴した。

控訴の理由に関するナプスター社の主張は多岐にわたっている。主な主張は、①ナプスターシステムのユーザーによる著作権侵害（直接侵害）については、フェア・ユースに該当するので違法ではない、との主張。②ナプスター社による寄与侵害については、ナプスター社がユーザーによる著作権侵害を認識しかつこれに関与していない限り寄与侵害は成立しないが、ナプスター社にはユーザーによる著作権侵害の認識もこれへの関与もない、との主張。また、③代位責任については、ナプスター社がユーザーによる著作権侵害に対して管理権能を有しかつこれによって直接的な経済的利得のあることが必要であるが、ナプスター社にはこのような管理権能も経済的利得もない、との主張である。

連邦控訴は、2001年2月12日、連邦地裁の仮処分命令に対する控訴について判決を下した。判決は、ナプスター社による寄与侵害責任および代位責任を全面的に認めるものであるが、連邦地裁の仮処分命令による差止の範囲が広すぎるとして、判決の一部を破棄し連邦地裁に差し戻した。

【判旨】

I. ユーザーによる著作権侵害について

連邦控裁は、ユーザーによる著作権（106条）の直接侵害については、MP3ファイルをダウンロードすることに複製権を、またMP3ファイル名を検索インデックスにアップロードすることに頒布権の侵害を認定した。

II. フェア・ユースの抗弁について

ナプスター社は、ナプスターシステムのユーザーによるMP3ファイル交換がフェア・ユースにあたりと主張した。とくに、①ユーザーが著作物を購入する前に一時的コピーを作成するという「試聴（sampling）」、②ユーザーが既にオーディオCD形式で保有している録音物にナプスターシステムを経由してアクセスする「スペース・シフティング」、ならびに③独立系アーティスト等によるレコード配信の許諾は、フェア・ユースに該当すると主張した。ナプスターシステムの利用全体がフェア・ユースに該当しなくとも、ナプスターシステムの利用方法にフェア・ユースに該当するもの（適法な用途）があれば、寄与侵害の成立を妨げるのに有利になるからである。

連邦控裁は、フェア・ユースの考慮要素のうち(a)著作物使用の目的および性格については、次のように論じて、ナプスターシステムによるMP3ファイルの交換は変形的使用ではなく商業的使用であると認定した。

「商業的使用を立証する場合において、直接の経済的利得を立証する必要はない。むしろ、著作権のある著作物を反復して利得のために複製することは、たとえコピーが販売に供されていないなくても、商業的使用となりうる。・・・当裁判所に提出された記録によると、許諾を受けたコピーを購入する費用を節約するために、著作権のある著作物から無断コピーが反復して利得のために作成されていることが立証されることから、商業的使用が立証される。」

フェア・ユースの考慮要素のうち(b)著作物の性質、(c)著作物使用の量と実質性、および(d)著作物市場への影響については、いずれもフェア・ユースの認定に有利な事実のないことを認定して、フェア・ユースの成立を否定した。

なお、サンプリングの主張については、ナプスターユーザーが録音物の完全、無償かつ恒久的なコピーをダウンロードしているので、試聴が商業的利用にあたりと認定した。また、スペース・シフティングの主張については、シフティングの方法が同時に一般公衆に対して著作権のある素材を頒布するものであるから、ソニー・ベータマックス判決の法理の適用はないと認定した。

III. ナプスターの寄与責任について

連邦控裁は、寄与侵害の成立要件について、「情を知って他者の侵害行為を唆し、生じさせまたは重大な寄与を行う者は、『寄与』侵害者として責任を負いうる。」と定義した。

連邦控裁は、「知情」の要件として、直接の著作権侵害の存在を「知りまたは知るべきである理由のある」ことが必要であるとした。

著作権侵害の存在を知るべきである理由がある（「擬制的知情」）と認定するには、問題のものが適法行為にも使用し得るときには、著作権侵害に使用しうることを知っていただけでは足りず、著作権侵害の存在を現実を知っていることが必要であるとし、ナプスターはレコード会社から侵害の通知を受けていたの でそれについて著作権侵害の存在を現実を知っていたと認定した。

また、連邦控裁は、「関与」の要件について、ナプスター社が直接侵害のための「場および便宜」を提供し、侵害行為に重大な関与を行ったとの連邦地裁の認定を支持した。

IV. ナプスターの代位責任について

代位責任の法理は、被告が「侵害行為を監督する権限および能力を有し、また、かかる行為に対して直接の経済的利得を有している」場合に適用される。

連邦控裁は、「経済的利得は、侵害にあたる素材が利用可能になっていることが『顧客に対する“客寄せ”の役割を果たす』場合に存在する」と述べて、これによるバナー広告などによる将来の収入を見込んでおり、ナプスター社には直接の経済的利得があると認定した。

連邦控裁は、ナプスター社の監督権限について、そのウェブサイト上で「ユーザーの行為が適用ある法律に違反しているとナプスター社が信じる場合…またはナプスター社の独自の裁量においていかなる理由であっても、理由の有無を問わず、サービスの提供を拒否しまたアカウントを削除する権限」を明示的に留保していることに基づいて、ナプスター社がユーザーによる侵害行為を監督する権限を有していたと認めた。そして、「代位責任を免れるためには、留保された監視する権限は最大限に行使されなければならない」と判示した。

しかし、監督の能力について、連邦地裁はナプスター社が違法なMP3ファイルの交換を監督可能であると判断したが、連邦控裁は、連邦地裁よりも狭い見解を取ってナプスター社が監視することのできる「範囲」はファイル名インデックスの監視にとどまると認定した。

V. 仮処分範囲について

連邦控裁は、ナプスター社に対する仮処分命令は正当かつ必要であると認め たが、差止の範囲を、寄与責任が成立する現実の侵害の通知がありかつ侵害にあ

日米法学会
2002・6・30

たる素材をナプスター社が実際に削除しなかった範囲に、また、代位責任が成立するナプスター社の監視し得るファイル名インデックスの範囲に限定する必要があると判示し、連邦地裁の下した仮処分命令の範囲を修正した。

【解説】

I. ユーザーによる著作権侵害について

レコード製作に対しては、日本では著作隣接権が与えられているが、米国ではその創作性を認めて著作権が付与されている（米国著作権法 102条(a)(7)）。

なお、頒布とは、通常有体物（著作物の有形的媒体）の移転をいうが、米国の著作権法上、ネットワーク配信を「頒布権」の侵害とする裁判例がある。

II. フェア・ユースの抗弁について

フェア・ユースの法理は、判例法として発展したものを現在の1976年著作権法（107条）に成文化したものである。107条は、「第106条および第106A条の規定にかかわらず、批評、解説、ニュース報道、教授（教室における使用のために複数のコピーを作成する行為を含む）、研究または調査等を目的とする著作権のある著作物のフェア・ユース（コピーまたはレコードへの複製その他第106条に定める手段による使用を含む）は、著作権の侵害とならない。著作物の使用がフェア・ユースとなるか否かを判断する場合に考慮すべき要素は、以下のものを含む。」との規定に続いて、考慮要素として、(a)著作物使用の目的および性格、(b)著作物の性質、(c)著作物使用の量と実質性、ならびに(d)著作物市場への影響を挙げる。しかし、これら4つの要素をどのように評価すべきかは規定せず、裁判所の判断に委ねている。ソニー・ベータマックス事件¹やプリティ・ウーマン事件²の連邦最高裁の判例を通じて、4つの要素をどのように評価してフェア・ユースの成立を認定すべきかは、ほぼ固まっている。判例法理を要約すれば以下のとおりである。

(a)著作物使用の目的および性格については、著作物の使用方法が変形的(transformative)使用（新たな価値・意味・視点を付加するような使用）であれば、フェア・ユースの推定を与え、(d)著作物市場への影響の立証責任を原告に課す。著作物の使用方法が変形的使用でない場合、非営利的使用にはフェア・ユースの推定を与えるが、商業的使用にはフェア・ユースではないとの推定を与え(d)著作物市場への影響の立証責任を被告に課す。

(b)著作物の性質については、著作物が芸術的著作物か、事後的著作物か、機能的著作物かを区別する。芸術的著作物は創作性のある要素が大きく、保護の範囲

¹ *Sony Corp. v. Universal City Studios*, 464 U.S. 417 (1984)

² *Campbell v. Acuff-Rose Music, Inc.*, 510 U.S. 569 (1994)

日米法学会
2002・6・30

が広がるのであるが、事後的著作物や機能的著作物では、その中の事実やアイデアの要素は保護を受けないので保護を受ける範囲は狭くなり、フェア・ユースの成立する余地は大きくなる。

(c)著作物使用の量と実質性については、著作物を使用する量が少なく、かつ、使用が著作物の核心的部分に及ばない場合には、フェア・ユースの成立する余地が大きくなる。

(d)著作物市場への影響の立証責任については、被告による使用が原告の著作物の既存市場または潜在的市場を奪うものである場合には、フェア・ユースが成立しない。ここでいう著作物の潜在的市場は、未だ作成されていない二次的著作物の市場が含まれる。

本判決の意義は、(a)著作物使用の目的および性格について、ソニー・ベータマックス事件ではタイム・シフティングのための私的使用が非商業的使用であると認定されたのに対して、私的使用であっても商品を購入することを回避するための私的使用であれば商業的使用に当たると認定した点にある。

III. ナプスターの寄与責任について

寄与侵害には、日本法の視点からみれば、二つの類型がある。一つは、侵害行為のみに使えるものを提供することによって侵害行為に関与するもの（間接侵害類型）である。たとえば、ソニー・ベータマックス事件ではこのタイプの寄与侵害が問題とされた。もう一つの類型は、侵害行為を教唆・幫助するもの（教唆幫助類型）である。たとえば、ネットコム事件³ではこのタイプの寄与侵害が問題とされた。

本判決は、ナプスターシステムのようなファイル交換システムの提供に寄与侵害責任が成立することを、しかもその範囲が侵害の具体的認識があるものに限られると認定した点に意義がある。

IV. ナプスターの代位責任について

代位責任の法理は、もともと雇用関係において発展した法理（使用者責任）であるが、著作権法など他の分野においても適用される一般法理として発展し、被告が「侵害行為を監督する権限および能力を有し、また、かかる行為に対して直接の経済的利得を有している」場合に適用される。

これに対して、日本法においては、代理責任法理は未だ一般法理として成熟していない。一方では、民法715条の使用者責任は「管理」ではなく、より狭い「使用関係」を要件とし、「利益」は要件ではなく制度趣旨にとどまる。他方で

³ *Religious Technology Center v. Netcom*, 907 F. Supp. 1361 (N.D. Cal. 1995)

日米法学会
2002・6・30

は、クラブ・キャッツアイ事件（最高裁昭和 63/3/15 判決、民集 42-3-199）における、他人の行為に対して管理と利益を有する者がその他人の行為についての行為者と認める実質的行為者論に、代位責任法理の表出を見ることができる。

本判決は、代位責任の要件である「直接の経済的利得」の概念を現在の利得に限定せず将来の利得も含まれると判示し、また、代位責任が成立する範囲がナプスターの現実に監視しうるものに限られシステム全体には及ばないと認定した点に意義がある。